

令和5年度

就学援助費の申請について

準要保護児童生徒就学援助は、家庭の経済的な理由により公立小中学校への就学が困難な児童生徒に対して、学用品費や給食費などの一部を援助する制度です。

就学援助を希望される方は、下記の要領により必要書類を添付の上、申請書を提出してください。また、今年度就学援助費支給の認定を受けている方で、令和5年度も支給を希望される方も必ず申請してください。

1 支給の対象となる方

次の(1)、(2)の条件全てに該当する方が対象です。

- (1) 美濃加茂市内に住所を有し、市立の小中学校または中学校に在学する児童及び生徒の保護者
(双葉中学校へ通うお子様の就学援助は、富加町教育委員会にご相談ください。)
- (2) 以下の申請理由のいずれかに該当する世帯(同居または生計を一にする家族を含む)

申請理由	証明する書類(コピー可)
① 生活保護を受給している	不要
② 児童扶養手当の支給を受給している	1. 児童扶養手当証書
③ 生活保護が停止または廃止 (令和4年度中)	1. 2022年中の所得がわかるもの(※)
④ 市民税が非課税または減免を受けている (世帯全員)	1. 市民税・県民税課税証明書(最新のもの)
⑤ 個人事業税・固定資産税が減免されている (世帯全員)	1. 減免決定通知書
⑥ 国民年金保険料が減免または国民健康保険料が減免もしくは徴収猶予されている(世帯全員)	1. 減免決定通知書もしくは徴収猶予決定通知書
⑦ 経済的に困難、保護者の病気、死亡、失業、児童扶養手当の申請中など特別な事情がある *住宅ローン等の債務返済は考慮できません	1. 2022年中の所得がわかるもの(※) 2. 公的年金(遺族年金、障害年金等)を受給されている場合、年金の受給金額がわかるもの

※要綱改正された場合は、支給対象となる申請理由等が変更になることがあります。

【⑦の認定基準のめやす】

家族構成(年齢)	世帯所得額
2人 母(39) 子(5・未就学)	約188万円
3人 父(39) 母(39) 子(7)	約270万円
4人 父(39) 母(39) 子(14) 子(4)	約330万円

世帯構成や年齢によって多少異なります。

※2022年中の所得がわかるものとは

次のいずれかです(コピー可)。

19歳以上の大人全員分が必要です。

1. 令和4年分源泉徴収票
2. 令和4年分所得税の確定申告書(控)
3. 令和5年度市民税県民税申告書(控)
4. 令和5年度市民税県民税課税証明書(※R5.6月中旬～)

2 提出書類

(1) 令和5年度就学援助費支給申請書（お子様1名につき1枚）

※申請書は、各小中学校及び教育総務課（生涯学習センター内）にあります。

(2) 申請理由（②から⑦）が確認できる書類（コピー可・表面参照）

【次年度双葉中学校に入学される場合】

双葉中学校へ通うお子様の就学援助は、美濃加茂市・富加町中学校組合教育委員会（富加町）が実施します。申請につきましては、窓口となる富加町教育委員会（TEL：54-2111）へお問い合わせください。

3 提出先

上記書類（1）、（2）を各学校または教育総務課に提出してください。

4 申請期間

(1) 在校生（新小学校2年生～新中学校3年生）

令和5年 1月 4日 ～ 令和5年 1月 31日（必着）

今年度認定を受けている方でも
毎年申請が必要です！

【確定申告される方へ】

確定申告をすることで所得額が確定する方（自営業者など）が世帯内にいる場合に限り、申請期限を以下の日付といたします。この日付より後に確定申告を予定されている方は、お手数ですが直接教育委員会にお問い合わせください。

確定申告をされる方のいる世帯の申請期限：2月28日

(2) 小学校新1年生 令和5年 4月 1日 ～ 令和5年 4月 28日（必着）

(3) 随時の申請 令和5年 5月 2日 ～ 随時（申請受付した月の翌月1日から認定）

5 主な援助の内容 ※昨年度の額

新入学児童生徒 学用品・通学用品費	小：54,060円 中：60,000円	校外学習費 （宿泊有）	実費 （上限あり）	新入学生徒 学用品等準備費 （小学6年生のみ）	60,000円 （12月に支給）
学用品費 （1年生）	小：11,630円 中：22,730円	校外学習費 （宿泊無）	実費 （上限あり）		
学用品費 （1年生以外）	小：13,900円 中：25,000円	修学旅行費	実費 （上限あり）		
給食費	認定日以後の 給食費	自然学習 （スキー研修など）	実費 （上限あり）		

※新入学児童生徒学用品・通学用品費について、新入学児童（生徒）学用品等準備費の支給を既に受けている方への支給は行いません。

※新入学用品費は、年度当初に認定された場合のみ支給します。

※上記金額は年額です。7月、12月、3月の3回に分けての支給を予定しています。

6 注意事項

○就学援助は学校給食費や学校徴収金を免除するものではありません。

学校徴収金とは、校外活動費など学校で校長が徴収する就学に関する費用のことを言います。これらの費用は必ずお支払下さい。

7 お問い合わせ先

〒505-8606 美濃加茂市太田町 3425-1

美濃加茂市教育委員会教育総務課 TEL：0574-25-2111（内線 349）

美濃加茂市教育委員会 宛

私は、令和5年度就学援助費の支給を受けたいので関係書類を添えて申請します。なお、申請時及び認定後において、美濃加茂市教育委員会が、私及び私の世帯全員の所得と世帯状況について調査及び確認することに同意します。また、認定後は申請に係る年度における就学援助費の請求事務を児童生徒が在籍する学校の校長に委任します。なお、就学援助費で支払いがなされる学校徴収金又は学校給食費に未納が生じた場合は、就学援助費の振込先を学校長口座へ変更することに同意し、変更後の就学援助費の請求・受領・返納に関する一切の権限を学校長へ委任します。

年 月 日

申請者(保護者)

住所	〒 美濃加茂市				
住宅状況	持家・借家(家賃月額 円)	申請区分	新規・継続	TEL	— —
学校名	令和5年度 年 組		児童生徒氏名		
世帯構成	ふりがな 氏名(当該児童生徒も含む)	続柄	生年月日	職業(勤務先)・学校名	収入金額(月額)
		保護者			円
		児童生徒本人			円
					円
					円
					円
世帯状況	<p><u>該当するものに○をつけてください。</u></p> <p>① 生活保護を受けています。 ② 児童扶養手当の支給を受けています。 ③ 生活保護が停止又は廃止になりました。 ④ 市民税が非課税又は減免を受けています。 ⑤ 個人事業税又は固定資産税の減免を受けています。 ⑥ 国民年金保険料の減免又は国民健康保険料が減免若しくは徴収猶予を受けています。 ⑦ ①～⑥に当てはまらないが、経済的に困難、保護者の病気、死亡、失業等で困っている。</p>				
申請理由(⑦についてお困りの様子を具体的に記入してください。)					

※添付書類 ②、④～⑦の場合は、それぞれ証明する書類を添付

※添付書類 ⑦の場合は、児童生徒と同居する家族全員の所得のわかる書類を添付